

令和 8 年第 4 回桶川市農業委員会総会 議事録

令和 8 年 4 月 24 日（金） 午後 2 時から

場所：桶川市役所 3 階 会議室 305

【出席委員】 農業委員	1 青木孝一、2 新井淳一、3 荒井昌和、4 荒岡克巳、5 植野成美、6 小峯健治、7 渋谷安弘、8 白根菊枝、9 砂川富夫、
【欠席委員】	10 原島貞夫
【傍聴人】	なし
事務局長	<p>只今より、令和 8 年第 4 回桶川市農業委員会総会を行います。</p> <p>本日は、農業委員 10 名のうち 9 名の出席があり、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の開会要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>それでは、次第の 1「開会」を、青木委員にお願いします。</p>
青木委員	(開会宣言)
事務局長	続きまして、次第の 2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>総会会議規則第 4 条の規定により、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>(会長が議長に就く)</p>
議長	<p>只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。</p> <p>それでは、次第の 3「議事録署名委員の指名」でございます。</p> <p>1 番の青木委員と、2 番の新井委員にお願いします。</p>
議長	<p>それでは、次第の 4「議事」に入ります。</p> <p>第 1 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、説明させていただきます。</p> <p>相続人、被相続人の住所、氏名、対象地番については、資料記載のとおりです。</p> <p>農地の相続人が引き続きその土地で農業経営を継続していく場合に、</p>

	<p>相続税の納税猶予を受けることができます。</p> <p>納税猶予については、税務署で所定の手続きを行うこととなりますが、税務署で手続きをする際に、農業委員会の証明書が必要となります。この証明書については、相続人が引き続き農業経営を継続することが見込まれる場合に発行が可能となっております。</p> <p>事務局で相続人に聞き取り調査をしたところ、相続人の年間従事日数は300日を見込んでおり、農業用機械の保有状況等については、トラクターやトラック、田植え機、コンバイン、乾燥機、糶摺り機等を1台ずつ保有しています。農業経験については、被相続人の存命中から農業に従事しているとのことですので、経験の上でも、問題がないと考えられます。今後の作付け予定につきましては、引き続き水稲と施設野菜を予定しているとのことです。事務局からは以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の荒井昌和（まさかず）委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
荒井委員	<p>それでは報告させていただきます。4月17日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第1号議案について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の農地法第3条の許可申請は、4件です。</p> <p>農地法第3条の許可申請ですので、農地を農地のまま権利の設定や移転を行うものになります。</p>

	<p>農地法第3条の規定による許可を受けるには、次の4つの要件を全て満たすことが必要になります。</p> <p>1つ目が、全部効率要件です。</p> <p>申請者が所有または借り受けている農地の全てを効率的に耕作している必要があります。</p> <p>2つ目が、農作業常時従事要件です。</p> <p>申請者または世帯員が農作業に常時従事している必要があります、原則、年間で150日以上農作業に従事している必要があります。</p> <p>3つ目が、地域との調和要件です。</p> <p>申請地周辺の農地利用に影響を与えないことが必要です。</p> <p>4つ目は、法人の場合に適用されるものですので、今回の案件には関係ございません。</p> <p>それでは、第1号件について説明させていただきます。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>所有権の移転をする案件となっており、原因事項は、売買となっております。</p> <p>譲渡人については、農業をやっておらず、農地の管理が難しいことから、今回の申請に至っております。</p> <p>譲受人は、世帯で約196,538㎡の農地を耕作しております。事務局で確認したところ、所有する農地について、適正に管理しておりますので、全部効率要件を満たしていると考えております。</p> <p>また、今回購入予定の農地については、3,595㎡であり、かつ自宅から車で5分の位置にあり、機械の保有状況も問題ないことから、耕作は十分に可能と考えております。</p> <p>また、譲受人は年間300日以上農作業に従事しているとのことですので、農作業常時従事要件も満たしていると考えられます。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の荒井委員に、現地調査の結果について報告をお願いします。</p>
荒井委員	<p>4月17日に現地調査を行いました。申請地は概ね管理されており、大きな問題はございませんでした。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号件について何か質問等ありますか。</p>

議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。 第1号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして第2号件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号件について説明させていただきます。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>所有権の移転をする案件となっております、原因事項は、贈与となっております。</p> <p>譲受人については、当該農地を6/8を所有しており、1/8ずつ所有している譲渡人である2名から贈与を受けようとするものです。</p> <p>事務局で確認したところ、対象農地については、おおむね適正に管理しており、持分6/8の所有権を有しており、農地管理上についても従前と変更がないため、全部効率要件を満たしていると考えております。この所有する農地は自宅の隣にある土地となっております、通作距離上も問題がないと考えられます。また、今回贈与予定の農地については、1,007㎡であり、保有する農業用機械（耕耘機）は1台ですが、耕作は十分に可能と考えております。</p> <p>また、譲受人は世帯で年間300日程度農作業に従事となっておりますので、農作業常時従事要件も満たしていると考えられます。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の荒井委員に、現地調査の結果について報告をお願いします。</p>
荒井委員	<p>4月17日に現地調査を行いました。申請地は概ね管理されており、大きな問題はございませんでした。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号件について何か質問等ありますか。</p>

議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第2号件について、承認とのことよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして第3号件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第3号件について説明させていただきます。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。所有権の移転をする案件となっており、原因事項は、売買となっています。</p> <p>譲渡人については、農業をやっておらず、農地の管理が難しいことから、今回の申請に至っております。</p> <p>譲受人は、世帯で15,880㎡の採草放牧地を経営しております。事務局で確認したところ、経営する採草放牧地について、おおむね適正に管理しておりますので、全部効率要件を満たしていると考えております。また、今回購入予定の農地については、2,060㎡であり、かつ自宅から徒歩4分の位置にあり、農業用機械の保有状況も問題ありませんので、耕作は十分に可能と考えております。</p> <p>従事状況については、譲受人は世帯で年間1,400日以上農作業に従事しているとのことですので、農作業常時従事要件も満たしていると考えられます。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の荒井委員に、現地調査の結果について報告をお願いします。</p>
荒井委員	<p>4月17日に現地調査を行いました。申請地は概ね管理されており、大きな問題はございませんでした。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第3号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第3号件について、承認とのことよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし</p>

議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして第4号件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第4号件について説明させていただきます。 譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。 所有権の移転をする案件となっており、原因事項は、売買となっています。 譲受人は、世帯で2,304㎡の農地を耕作しております。こちらの譲受人は昨年新規就農しており、中間管理事業により農地を借り受けています。今回は、その借り受けている農地の売買となります。 事務局で確認したところ、経営する農地については、すべて適正に管理しておりますので、全部効率要件を満たしていると考えております。 また、今回購入予定の農地については、301㎡であり、かつ自宅から徒歩4分の位置にありますので、引き続き耕作は可能と考えております。 また、譲受人は世帯で年間245日以上農作業に従事しているとのことです。農作業常時従事要件も満たしていると考えられます。また機械の保有状況も耕作は十分可能と考えております。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の荒井委員に、現地調査の結果について報告をお願いします。</p>
荒井委員	<p>4月17日に現地調査を行いました。申請地は概ね管理されており、大きな問題はございませんでした。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第4号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。 第4号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の承認」に</p>

事務局	<p>ついて事務局から説明をお願いします。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地及び第3種農地と考えております。第3種農地の場合、面積の必要性などの一般基準を満たす場合は、原則許可となっております。一方で、第2種農地の場合、周辺の他の土地では、転用目的が達成できないなどの理由がある場合は立地基準を満たすことが可能となっております。【理由書に基づいて、代替性の検討、面積の必要性について説明】となっておりますが、代替性の検討、面積の必要性などについては、やや不十分な面があります。</p> <p>また、事業のスキームについては、【追加資料に基づき説明】となっております。非自己用の太陽光発電施設と見ることもできる状況です。</p> <p>被害防除策については、【造成計画図、造成断面図をもとに詳細説明】既存のU字溝を逆さにしたもの、もしくは空地を設けることを基本とし、全周にわたって小堤を設ける計画となっております。残される田んぼの耕作者には、事務局が被害防除策を説明し、おおむね納得をいただいている状況です。</p> <p>以上のように、若干の問題点を含んでいる状況ですが、3種農地を含んでおり農用区域外でもあることから、許可相当が妥当と考えております。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の荒井委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
荒井委員	<p>4月17日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号件について、何か質問等ありますか。</p>
小峯委員	<p>残される水田は高い位置にあるため、太陽光パネル側に流れてしまうことが想定され、地盤が緩んでしまい、太陽光パネルが傾いた等太陽光パネル側に被害が出た際に、責任はどちらが持つのか。</p> <p>なるべく耕作者に責任が追及されないように事業者には、対策をしっかりと考えていただきたい。</p>

事務局	<p>事業者に防除策を徹底させ、より強固な被害防除策を考えるよう強く意見を付す形で県へ提出するのはいかがでしょうか。</p>
議長	<p>皆様、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
議長	<p>他にも質問はありますか</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。 第1号件について、承認とのことよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして第3号議案第2号件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第3号議案第2号件について説明させていただきます。 譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。 本件は一時転用の案件になりますので、将来的には農地へ復元されることとなります。一時転用の期間は最長3年間と決まっておりますが、この案件は許可日から7月8日までとなっておりますので、期間に問題はございません。 こちらは賃貸借権を設定する案件で、主な転用目的はべに花まつり用の駐車場です。申請地の隣接地でべに花の鑑賞畑の設置が予定されており、その来場者のための駐車場が必要とのことで、今回の申請に至っております。 転用面積は473㎡で、土木シートを敷いた上に鉄板を敷き、駐車場として利用する計画となっております。駐車予定台数は20台となっております。 一時転用終了後の農地への復旧についてですが、べに花の開花時期が終了する7月に復旧工事を開始し、7月31日までに完了する予定となっております。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の荒井委員に、現地調査の結果報告をお願い</p>

	<p>します。</p>
荒井委員	<p>4月17日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第3号議案第2号件について、何か質問等ありますか。</p>
小峯委員	<p>段々畑になっており、水田から太陽光パネル設置</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。 第3号議案第2号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして第4号議案「農用地利用集積等促進計画(案)」についてですが、議案に係る委員がおりますので、退席をお願いしたいと思います。(小峯委員)【小峯委員退席】それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第4号議案について説明いたします。出し手と受け手の間に農地中間管理機構(埼玉県農林公社)が入る貸し借りとなります。そのため、例え受け手側の状況が変化し、農地の返還が行われたとしても、最長2年間は農地中間管理機構が土地を管理し、その間に次の受け手を探してくれる点が大きな違いとなっています。 【各借受人について、資料に基づき説明】 事務局からは以上となります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の荒井委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
荒井委員	<p>それでは報告させていただきます。 4月17日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、おおむね問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。</p>

議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第4号議案についてですが、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。 第4号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。それでは、小峯委員に戻るように伝えてください。 続きまして、次第の4「報告事項」を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。 農地法第4条の届出が1件となっており、転用目的は、駐車場敷地となっており、農地法第5条の届出が1件となっており、転用目的は、住宅敷地となっており、 なお、令和8年4月24日までに行われた専決処分となっております。事務局からの報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、次第6「その他事項」を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>次に、農業委員会の日程についてお知らせいたします。 次回の現地調査は、令和8年5月18日(月)の午前9時から、第2班が行いますので、市役所2階の会議室201にお集まりください。 また、次回の農業委員会総会は、令和8年5月26日(火)の午後2時から、市役所3階の会議室304で行いますので、よろしくお願いたします。事務局からは以上です。</p>
議長	<p>他に事務局や委員の皆様から何かございますか。</p>
議長	<p>無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。 慎重審議ありがとうございました。 事務局長にお返しします。</p>

事務局長	会長ありがとうございました。 それでは、青木委員に閉会をお願いいたします。
青木委員	(閉会宣言) 閉会時間 午後 3 時 1 5 分